

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月25日
【会社名】	株式会社大戸屋ホールディングス (旧会社名 株式会社大戸屋)
【英訳名】	OOTOYA Holdings Co., Ltd. (旧英訳名 OOTOYA, Co., Ltd.)

(注) 平成23年5月13日開催の取締役会及び平成23年6月24日開催の定時株主総会の決議により、平成23年7月1日をもって当社商号を「株式会社大戸屋」から「株式会社大戸屋ホールディングス」へ変更致しました。

【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 三 森 久 実
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市中町一丁目20番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長三森久実は、当社の第29期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。